

京都市交通局管理規程 3-10 (京都市交通局職員懲戒委員会規程)

の一部を次のように改正する。

平成18年6月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

別表第2の表中

「

6 高速運輸 委員会	高速鉄道部運輸課運転指令区及び高速鉄道部運輸事務所に所属する職員にかかる懲戒事案。ただし、高速運輸専門委員会に係る懲戒事案を除く。	委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部運輸課長 懲戒の対象となった職員 の所属長 労働組合が選任した者 若干人
---------------	---	--

」

を

「

6 高速運輸 委員会	高速鉄道部運輸課運転指令区及び高速鉄道部運輸事務所に所属する職員にかかる懲戒事案。ただし、高速運輸専門委員会に係る懲戒事案を除く。	委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部安全運行管理官 高速鉄道部運輸課長 懲戒の対象となった職員 の所属長 労働組合が選任した者 若干人
---------------	---	--

」

に改める。

別表第3の表中

「

2 高速運輸 専門委員会	高速鉄道により事故を起 こした乗務員に係る懲戒事 案	委員長 高速鉄道部長 委 員 高速鉄道部運輸課長 懲戒の対象となった職 員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
-----------------	----------------------------------	---

」

を

「

2 高速運輸 専門委員会	高速鉄道により事故を起 こした乗務員に係る懲戒事 案	委員長 高速鉄道部長 委 員 高速鉄道部安全運行管 理官 高速鉄道部運輸課長 懲戒の対象となった職 員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
-----------------	----------------------------------	---

」

に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(交通局企画総務部総務課)